

令和6年第1回
別海町議会定例会会議録

至 令和 6 年 3 月 1 5 日

別 海 町 議 会

別海町議会会議録

第1号（令和 6年 3月 7日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 7 | 承認第 2号 | 専決処分した事件の承認について（令和5年度別海町一般会計補正予算（第10号）） |
| 日程第 8 | 議案第23号 | 別海町標津線代替輸送確保基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第11号 | 令和5年度別海町一般会計補正予算（第11号） |
| 日程第10 | 議案第12号 | 令和5年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第13号 | 令和5年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第12 | 議案第14号 | 令和5年度別海町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第15号 | 令和5年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第16号 | 令和5年度町立別海病院事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第17号 | 令和5年度別海町水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第16 | 議案第18号 | 令和5年度別海町下水道等事業会計補正予算（第3号） |

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 7 | 承認第 2号 | 専決処分した事件の承認について（令和5年度別海町一般会計補正予算（第10号）） |
| 日程第 8 | 議案第23号 | 別海町標津線代替輸送確保基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第11号 | 令和5年度別海町一般会計補正予算（第11号） |

日程第10 議案第12号 令和5年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 日程第11 議案第13号 令和5年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
 日程第12 議案第14号 令和5年度別海町介護保険特別会計補正予算（第2号）
 日程第13 議案第15号 令和5年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 日程第14 議案第16号 令和5年度町立別海病院事業会計補正予算（第2号）
 日程第15 議案第17号 令和5年度別海町水道事業会計補正予算（第3号）
 日程第16 議案第18号 令和5年度別海町下水道等事業会計補正予算（第3号）

○出席議員（16名）

1番	市川聖母	2番	吉田和行
3番	高橋眞結美	4番	伊勢徹
5番	貞宗拓雄	6番	宮越正人
7番	横田保江	8番	田村秀男
9番	小椋哲也	10番	外山浩司
11番	今西和雄	12番	松原政勝
13番	中村忠士	14番	佐藤初雄
副議長 15番	戸田憲悦	議長 16番	西原浩

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	曾根興三	副町長	浦山吉人
教育長	相澤要	代表監査委員	竹中仁
監査委員	斉藤雅美	選挙管理委員会委員長	永田雅夫
総務部長	伊藤輝幸	福祉部長	干場みゆき
産業振興部長	佐々木栄典	建設水道部長	伊藤一成
教育部長	宮本栄一	会計管理者	入倉伸顕
病院事務長	三戸俊人	農業委員会事務局長	川畑智明
選挙管理委員会書記長	寺尾真太郎	総務部次長	寺尾真太郎
福祉部次長	谷村将志	福祉部次長	小川信明
建設水道部次長	外石昭博	生涯学習センター長他	福原義人
監査委員事務局長	新堀光行	総務課長	寺尾真太郎
総合政策課長	松本博史	財政課長	角川具哉
税務課長	竹中利哉	西春別支所長他	小村茂
尾岱沼支所長他	大坂恒夫	福祉課長	石戸谷友絵
介護支援課長	高橋勇樹	町民課長	谷村将志
町民課特命課長	上田健一	老人保健施設事務長	渡辺久利
町民保健センター兼母子健康センター長	小川信明	農政課長	皆川学
管理課長	松田勝広	建築住宅課長	外石昭博
事業課長	佐竹和仁	上下水道課長	千葉宏

病院事務課長 椛 木 直 人
学校教育課長他 池 田 卓 也
図書館長他 堺 啓

学務・スポーツ課長他 斎 藤 陽
生涯学習課長 木戸口 誠

○議会事務局出席職員

事務局 長 干 場 富 夫

主 幹 入 田 浩 明

○会議録署名議員

1 2 番 松 原 政 勝
1 4 番 佐 藤 初 雄

1 3 番 中 村 忠 士

◎開会宣告

○議長（西原 浩君） おはようございます。

会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、報道関係者の写真撮影と、パソコンの使用を許可しております。

庁舎内は、ナチュラル・ビズ・スタイル、年間を通した働きやすい服装が実施されており、議場内においてもネクタイを着用しないことを許可しておりますので、申し上げます。

また、今定例会から、議場内において、体調管理のために必要な、水分の補給を許可しておりますので、併せて申し上げます。

ただいまから、令和６年第１回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は１６名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（西原 浩君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により議長において指名いたします。

１２番松原議員。

○１２番（松原政勝君） はい。

○議長（西原 浩君） １３番中村議員。

○１３番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） １４番佐藤議員。

○１４番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 以上、３名を指名いたします。

◎日程第２ 議会運営委員会報告

○議長（西原 浩君） 日程第２ 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は、報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（小椋哲也君） 議会運営委員会からの報告をさせていただきます。

２月２１日及び３月４日に開催いたしました議会運営委員会で、第１回定例会に係る運営等について協議をいたしましたので、その内容について報告を申し上げます。

第１回定例会に町側から提出されております案件は、全部で３７件であります。

提出されました議案は、令和６年度各会計予算が８件、令和５年度各会計補正予算が８件、条例の一部改正が１５件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更が１件、町道の路線認定及び廃止が１件、人権擁護委員候補者の推薦が１件、専決処分した事件の承認が１件、根室町村等公平委員会委員の選任の同意が１件、専決処分の報告が１件であります。

これら、提出案件のうち、各会計当初予算の８件及び各会計補正予算の８件を除いて

は、委員会への付託は省略し、本会議において質疑・討論・採決すべきものと決定し、令和6年度各会計予算と令和5年度各会計補正予算については、予算決算審査特別委員会に付託して、慎重な審査をすべきものと決定いたしました。

なお、令和6年度各会計予算8件と令和5年度各会計補正予算8件、議案第27号と第28号については、関連がありますので、それぞれ一括議題とすることに決定しました。

次に、会期及び議事日程であります。

第1回定例会の会期は、3月7日から3月15日までの9日間とし、初日には町長提出議案のうち、先議の申出がありました承認第2号及び議案第23号の内容説明・質疑・討論・採決、令和5年度各会計補正予算8件の内容説明を行います。

散会后、補正予算の審査を行うため休会とし、予算決算審査特別委員会を開催し、終了後に広報・広聴常任委員会を開催いたします。

2日目の3月8日には、先議案件の令和5年度各会計補正予算の採決を行い、先議以外の町長提出議案の令和6年度各会計予算8件の内容説明と議案第19号から議案第22号及び議案第24号から議案第35号、諮問第1号と同意第1号の18件について、内容説明と質疑を行うこととしました。

翌週の3月11日・12日は、一般質問を行うこととしました。

12日の一般質問終了後から14日までは休会とし、12日は、産業建設常任委員会を開催し、13日・14日の2日間は、令和6年度各会計予算の審査を行うため、予算決算審査特別委員会を開催します。

13日は一般会計の審査、14日は特別会計及び企業会計の審査を行い、各会計ごとに討論・採決を行うこととしました。

また、14日は、予算決算審査特別委員会終了後から総務文教常任委員会と福祉医療常任委員会を開きます。

最終日の15日は、特別委員会に付託した議案の審査結果の報告、町長提出議案の討論・採決を行い、その後、議員発議案件等の内容説明・質疑・討論・採決を行うことと決定しました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、田村議員、中村議員、伊勢議員、高橋議員、外山議員、横田議員、吉田議員、市川議員、松原議員、今西議員の10名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規定に基づき通告順に行うこととしました。

議員各位、理事者におかれましては、効率的な議会運営と活発な政策論議となるよう、町民にわかりやすい簡明かつ明確な質問や答弁に配慮されますようお願い申し上げます。

次に、請願・陳情等についてであります。

請願・陳情等に係る対応については、慎重に協議いたしました。

その結果は、お手元に配付のとおりであります。

陳情等の写しは、議員控室で閲覧できますので、賛同される議員は、議員発議により提出願います。

次に、議員発議案件であります。

現在、予定されております議員提出案件は4件であります。

内容は、別海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを私、小椋から、将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書案を外山議員から、食品ロ

ス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書案を今西議員から、防災・減災、国土強靱化対策のさらなる推進を求める意見書案を戸田議員から、それぞれ提出されるもので、いずれも定例会最終日に提案することになっております。

最後に、発言の機会の付与についてですが、町長ほか職員が、議長の許可により議員の質問に対し、論点を明確にするためのもので、議会での議論が活性化し、議論のポイントを町民の皆様にはわかりやすくするために導入したものであります。

町長をはじめ執行機関並びに議員各位には、その趣旨を十分御理解していただきますようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会で協議しました内容の報告といたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（西原 浩君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの9日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月15日までの9日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（西原 浩君） 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第5 行政報告

○議長（西原 浩君） 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（曾根興三君） おはようございます。

本日、令和6年第1回町議会定例会を招集させていただきました。

議員の皆様方におかれましては、時節柄大変お忙しい中、全員の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

定例会開会に当たり、行政報告を申し上げます。

初めに、障がい者支援施設柏の実学園におけます虐待事案の経過についてでございます。

昨年、柏の実学園において発生しました虐待事案につきましては、北海道における指導監査の結果、法に基づく勧告及び文書指導が行われました。

今後においては、施設として改善すべき点をしっかりと改めるとともに、利用者の立場に立った障がい福祉サービスの提供に努めていただくよう、町といたしましても、さらなる施設の職場環境改善、再発防止に向けた取組に対する助言・指導を行うなど、施設間との連携を強化してまいります。

次に、産業の動向についてです。

初めに、酪農畜産の情勢ですが、町内の生乳生産量は、本年1月から12月末まで、4万7千7,000トン、これは対前年比95.7%でございます。

生産額では537億2,000万円、これは対前年比104.3%と若干伸びております。

生産額は、プール乳価が113円となる見込みになりまして、増加しましたけれども、乳量は、昨年に引き続き、生産抑制が行われたことと、夏の酷暑の影響により、昨年を下回っております。

令和6年度北海道の生乳生産目標数量でございますけれども、これは対前年の実績で101%になりますけど、実績は399万トンでございましたけれども、令和6年度の計画は403万トンに設定されました。減産目標が回避され、酪農家にとっては明るいメッセージとなっているところでございますけれども、減産時期に減らされた乳牛や後継牛への不安もありまして、生乳生産量を取り戻すのはなかなか容易ではない状況でございます。

次に、生乳生産農家でございますけれども、本年2月1日現在で20戸が離農しておりまして、20戸中の9戸が後継者不在、5戸は経営者の病気等と、そして6戸が将来不安や経営不振による離農でございまして、農家戸数は570戸となっております。

昨今の酪農情勢から、将来不安や経営不振による離農が増加傾向となっております。

次に、水産業の状況でございます。

昨年1月から12月末までの水揚げ状況は、漁獲量で対前年比95%、数量で2万1,813トンでございます。金額では102%、85億9,573万円となりました。

主要魚種であります秋サケの水揚げは前年比86%にとどまりましたけれども、ホタテが前年比94%、また大きく落ち込みましたんですけれども、ホタテやニシンなどの魚価高、これに支えられたことから、金額は前年を上回る結果となりました。

また、昨年12月から操業開始となっておりますホタテ漁でございますが、今期は資源保護の観点から、例年より1か月短い4月末までの漁期を予定しております。

本年1月末時点における漁獲量及び漁獲高は、時化などの影響によりまして、操業日数は4日ほど少なかったため、昨年を下回っている状況でございます。

今後も、アルプス処理水放出の影響による中国への輸出規制など、市場の動向が懸念されているため、状況を注視していかなければならないと考えております。

次に、商工業と観光についてでございます。

1月末現在の主な中小企業振興事業の実施状況ですけれども、開業支援・経営拡大助成等を目的としました起業家支援事業、これが5件の申込みでございます。これは前年と比較して1件の減となりました。

また、町内建築業者の受注機会確保を目的といたしました地域貢献中小企業支援事業、これは27件で、これは物価高騰の影響を受けることもなく、例年並みの受注確保となっているというふうに分析しております。

商店街活性化を目的としましたもう一つの事業、にぎわい商店街創造事業、これは6件で、例年並みの申請状況でございます。

次に観光ですが、1月末現在の観光客入込数は、コロナ禍からの回復傾向であった昨年度よりもさらに増えまして、対前年比154.7%の人数で33万9,000人となっております。

全ての観光施設で増加しておりまして、コロナ禍前の入込数を上回っております。

冬季間の人気観光となりました氷平線そりツアーや氷平線ウォークは暖冬によりまして、開始日が昨年よりも遅くなりましたけれども、前年並みと好調を維持しております。

て、今後のさらなる入込数増加に期待するところでございます。

また、2月11日には昨年に引き続きまして、2回目となる「別海アイスマラソン」これが開催されました。遠くはイギリス、アメリカ、また、鹿児島県など国内外からゲストランナーを含めて89名の参加がありました。参加者のSNSやメディアによって国内外に情報が拡散されていることから、冬期間のイベントとして定着を期待するところでございます。

次に、除雪の実施状況でございます。

今シーズンは、昨年12月から、本年2月28日まで、延べ50日間除雪作業を行っております。

このうち、全車出動となった日が5日間ありまして、その他にも一部民有車を9日間出動させております。

2月28日現在の実績で、除雪委託料は1億5,600万円程度となりまして、予算残額は約400万円となっております。

このことによりまして、3月1日の悪天候に対する除雪費に、予算不足が見込まれましたことから、特に緊急を要したと考えまして、増額補正を専決処分させていただきました。

また、この先、例年あります彼岸荒れ等を見越しまして、本定例会に除雪費の増額補正予算を計上させていただいております。

今後におきましても、冬期交通の安全を確保し、町民生活や産業活動の支障にならないよう万全を期しております。

最後に、令和6年度の沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施についてでございます。

6年度の実施につきましては、1月18日に防衛省が訓練計画を公表いたしました。

矢臼別演習場では、今年は令和6年7月から9月までの予定となっておりますけれども、具体的な日程等につきましては、今後、日米間において調整が行われ、決定されることとなりますので、今現在では確定されておられません。

日程についての情報が入り次第、内容について町民の皆様方に報告をしたいと考えております。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

この定例会における各議案の御審議、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎日程第6 提出案件の概要説明

○議長（西原 浩君） 日程第6 提出案件の概要について説明があります。

○副町長（浦山吉人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（浦山吉人君） はい。

それでは、本定例会に提出をいたしました議案等について、その概要を説明いたします。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程された際に詳細を説明をさせていただきますので、私からは概略の説明とさせていただきます。

提出いたしました案件は、議案が33件、諮問が1件、承認が1件、同意が1件、報告が1件でございます。

議案第3号から議案第10号までの8件は、令和6年度各会計予算です。

一般会計では、244億7,200万円、特別会計、企業会計を合わせた全会計の総額で345億1,899万円となり、前年度比で13.6%の増となっております。

議案第11号から議案第18号までの8件は、令和5年度各会計補正予算です。

一般会計の補正内容としては、執行額の確定などによる減額があるものの、ふるさと応援制度推進事業の精査による増や住民税均等割のみ課税世帯支援給付金給付事業、イーストタウン寿団地4号棟長寿命化事業などの事業費計上により、2億2,480万円を増額補正するものです。

特別会計では、国民健康保険特別会計での保険給付費の支出見込額精査による減額補正をはじめ、その他の特別会計でも同様に、支出見込額の精査により、それぞれ減額補正をするものです。

企業会計においても、町立別海病院事業会計、水道事業会計、下水道等事業会計ともに支出見込額の精査による、減額補正となっております。

議案第19号別海町部設置条例及び別海町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正は、町民にとって、わかりやすい機構づくりを目指す事務の再編を進めるに当たり、複雑化・多様化が見込まれる現在の福祉部を分割し、新たに保健生活部を新設したいとするなど、規定の整備を行うものです。

議案第20号職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となった地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第21号第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正は、地域おこし協力隊の活動に要する経費の特別交付税措置が、令和6年度から拡充されることに伴い、給与上限額を引き上げることと併せ、令和6年度から地域プロジェクトマネージャーを受け入れたいとする当初予算案を計上していることから、当該プロジェクトマネージャーの給与に関する事項を別途規定するものです。

議案第22号別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正は、当該法律の改正に伴い、用語の定義など所要の改正を行うものです。

議案第23号別海町標津線代替輸送確保基金条例の一部改正は、昨年10月からJR標津線の代替バス路線が、広域生活交通路線へと再編されましたが、再編後においても、本基金をバス運行費等の財源として活用をしたいため、条例の題名をはじめとする規定の整備を行うものです。

議案第24号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正は、施設運営に係る重要事項について、インターネットを利用して閲覧ができるようにするなどの関係法令の改正に伴う所要の改正を行うものです。

議案第25号別海町介護保険条例の一部改正は、介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、第1号保険料を13段階に区分する介護保険料率に係る改正などを行うものです。

議案第26号介護保険関係基準省令の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、介護保険法施行規則や老人福祉法施行規則などの関係省令の改正に伴い、関連する条例における文言の整理や、サービス利用者等に対し重要事項に係る情報を、幅広い電磁的記録媒体を用いて提供することを可能とする規定の整備、その他、サービス内容の明確化などについて、所要の改正を行うものです。

議案第27号別海町子ども医療費助成に関する条例及び議案第28号別海町重度心身障

害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正は、令和6年4月から、子ども医療費の助成を、現行の満15歳までから満18歳までに拡充したいことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第29号別海町母子健康センター設置条例の一部改正は、母子健康センターで実施している産後ケア事業について、子育て世代の経済的負担の軽減と、産後ケアサービスの利用促進を図るため、その使用料について改正を行うものです。

議案第30号別海町中小企業融資条例の一部改正は、さらなる中小企業振興の推進を目的に、融資対象者に創業計画段階の者や創業後1年を経過していない者も対象とすること及び利子補給金の特例期間を1年間延長する改正を行うものです。

議案第31号別海町普通河川管理条例の一部改正は、北海道河川法施行条例の土地占用料改正に伴い、町条例における占用料についても整合を図るため改正をするものです。

議案第32号別海町水道事業の設置等に関する条例及び議案第33号別海町監査委員条例の一部改正は、地方自治法の一部改正により、当該法律の規定を引用する箇所について改正を行うものです。

議案第34号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更は、計画策定済みの3地区の辺地について、事業費の増額等に対応するため、総合整備計画を変更するものです。

議案第35号町道の路線認定及び廃止については、事業実施等に伴い、変更路線及び新規路線合わせて12路線を認定し、4路線を廃止するものです。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、本年6月30日をもって人権擁護委員1名の任期が満了となることから、新たに1名の方を候補者として法務大臣へ推薦することについて、議会の意見を求めるものです。

承認第2号は、除雪経費に不足が見込まれ、一般会計補正予算を専決処分したので、議会に報告するとともに、承認を求めるものです。

同意第1号根室町村等公平委員会委員の選任については、令和6年3月31日付けで1名の方が任期満了となるため、新たな委員の選任をいたしたく、議会の同意を求めるものです。

報告第2号は、専決処分の報告についてです。

工事請負契約の一部を変更する必要が生じ、専決処分を行ったことから、その内容について議会に報告をするものです。

以上で、提出をいたしました議案の概要説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君）　ここでお諮りします。

本定例会に提出されております議案第19号から同意第1号までの20件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第19号から同意第1号までの20件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第7 承認第2号

○議長（西原 浩君） 日程第7 承認第2号専決処分した事件の承認について、令和5年度別海町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） 議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

承認第2号の内容説明をいたします。

議案の76ページをお開きください。

専決処分した事件の承認についてです。

本専決処分につきましては、3月1日に悪天候が予想され、除雪費に不足が見込まれたため、2月29日付で予算の補正を行いましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、承認を求めるものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

令和5年度別海町一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分する。

令和6年2月29日、別海町長曾根興三。

補正内容につきましては、別冊にて御説明いたします。

承認第2号、別冊令和5年度別海町一般会計補正予算書（第10号）の1ページをお開きください。

令和5年度別海町一般会計補正予算（第10号）。

令和5年度別海町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ334億9,490万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正で補正額の欄で申し上げます。

初めに、歳入です。

19款繰入金、1項で2,700万円の増。

歳入合計で、2,700万円の追加です。

次に、歳出です。

8款土木費、2項で2,700万円の増。

歳出合計で2,700万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ334億9,490万円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書ですが、1の総括は省略させていただき、2の歳入から説明いたします。

5ページをお開きください。

2の歳入です。

目の欄の補正額で説明いたします。

19款繰入金、1項、1目財政調整基金繰入金2,700万円の増は、今回の補正に伴う財源として、財政調整基金から繰入れを行うものです。

7ページをお開きください。

次に、3の歳出です。

こちらにも目の欄の補正額で説明いたします。

8款土木費、2項、2目道路維持費2,700万円の増は、3月1日に、悪天候が予想され、除雪費に不足が見込まれたため、除雪業務委託料を追加したものです。

なお、本補正に伴い、予算資料を併せて配付しておりますが、これまでの説明と内容が重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

以上で、承認第2号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 承認第2号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第8 議案第23号

○議長（西原 浩君） 日程第8 議案第23号別海町標津線代替輸送確保基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総合政策課長（松本博史君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本博史君） はい。

議案第23号の内容説明をいたします。

議案の25ページをお開きください。

標津線代替輸送確保基金は、平成元年4月に廃止となりましたJR標津線の代替輸送事業の財政需要に充てるため設置され、バスの運行に伴う負担費用に充当しながら運用しているところでございます。

このほど、時代の流れとともに生じたバスの利用実態の変化に対応するため、令和5年10月から路線の再編を行ない、別海町、中標津町、標津町からなる根室中部広域生活交通協議会を設立し、バスの運行を行なっているところです。

本案は、当該路線によりまして、今後も通院、通学など地域住民の生活の足を確保し、引き続き、基金の財源を有効に活用するため、設置目的などを拡充する所要の改正を行う

ものであり、この後上程を予定しております令和５年度一般会計補正予算についてですね、関連予算を計上していることから、これに先んじて、ただいま審議をお願いしているものでございます。

改正条文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料の９ページをお開きください。

条例の新旧対照表で、右側が改正前、左側が改正後となります。

題名を「別海町広域生活交通維持確保基金条例」に改め、第１条の設置目的において、「日本国有鉄道改革法等施行法に基づく代替輸送事業」の次に、「及び根室中部広域生活交通協議会における広域生活交通の維持確保事業（以下「維持確保事業」という。）」を加え、「別海町標津線代替輸送確保基金」を「別海町広域生活交通維持確保基金」に改めるものです。

また、第５条第１項第１号において、「代替バス事業者」の次に「及び維持確保事業に係るバス事業者」を加え、同条同項第３号に「その他広域交通路線の維持確保事業に資する事業」を新たに追加するものです。

これらの改正につきましては、基金名称を改めながらも、路線再編に伴い、令和５年度は、新旧両路線の負担が発生することから、これらの負担に対応するため、設置目的及び基金の処分方法を拡充する規定を追加するものです。

そのほかの改正は、文言の整理です。

最後に、附則としまして、「この条例は、公布の日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第２３号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第２３号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２３号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第９ 議案第１１号から日程第１６ 議案第１８号まで

○議長（西原 浩君） 日程第９ 議案第１１号令和５年度別海町一般会計補正予算（第１１号）、日程第１０ 議案第１２号令和５年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、日程第１１ 議案第１３号令和５年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第３号）、日程第１２ 議案第１４号令和５年度別海町介護保険特別会計補正予算（第２号）、日程第１３ 議案第１５号令和５年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）、日程第１４ 議案第１６号令和５年度町立別海病院事業会計補正予算（第

2号)、日程第15 議案第17号令和5年度別海町水道事業会計補正予算(第3号)、日程第16 議案第18号令和5年度別海町下水道等事業会計補正予算(第3号)の8件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

この8件の補正予算については、予算決算審査特別委員会に付託し詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明願います。

それでは初めに、議案第11号令和5年度別海町一般会計補正予算(第11号)の説明を求めます。

○財政課長(角川具哉君) 議長。

○議長(西原 浩君) 財政課長。

○財政課長(角川具哉君) はい。

議案第11号の内容説明をさせていただきます。

別冊の令和5年度別海町一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和5年度別海町一般会計補正予算(第11号)。

令和5年度別海町一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,480万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ337億1,970万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の補正。

繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加・変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の補正。

地方債の変更・廃止は、「第4表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正で補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

1款町税、1項から3項で3,087万7,000円の増。

4款配当割交付金、1項で260万円の減。

7款地方消費税交付金、1項で1,000万円の減。

10款地方特例交付金、2項で688万5,000円の増。

11款地方交付税、1項で6,305万8,000円の増。

13款分担金及び負担金、1項と2項で4,096万8,000円の減。

14款使用料及び手数料、1項から3項で751万6,000円の増。

15款国庫支出金、1項から3項で4,439万6,000円の増。

16款道支出金、1項から3項で1,037万円の減。

3ページにお進みください。

17款財産収入、1項と2項で609万8,000円の増。

18款寄附金、1項で3億223万円の増。

19款繰入金、1項で1億7,802万7,000円の減。

21款諸収入、2項と4項及び5項で969万5,000円の減。

22款町債、1項で1,540万円の増。

歳入合計で、2億2,480万円の追加です。

次に、4ページをお開きください。

歳出です。

1款議会費、1項で6万4,000円の減。

2款総務費、1項から3項及び5項と6項で2億9,813万6,000円の増。

3款民生費、1項と2項で4,039万2,000円の増。

4款衛生費、1項と2項で1億294万2,000円の減。

6款農林水産業費、1項から4項で7,729万4,000円の減。

7款商工費、1項で752万5,000円の減。

8款土木費、1項と2項及び4項で1億2,956万2,000円の増。

9款消防費、1項で918万円の減。

5ページにお進みください。

10款教育費、1項から6項で4,046万1,000円の減。

11款災害復旧費、1項で13万7,000円の減。

12款公債費、1項で568万7,000円の減。

歳出合計で2億2,480万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ337億1,970万円とするものです。

6ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正で、7件を追加するものです。

2款総務費、1項総務管理費は3件で、物価高騰対応重点支援事業、住民税均等割のみ課税世帯支援給付金給付事業は、住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯につき10万円を給付する国による事業ですが、金額を3,300万円として、物価高騰対応重点支援事業、こども加算支援給付金給付事業は、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯において、扶養されている18歳以下の児童1人につき5万円を支給する、こちらも国による事業ですが、金額を820万円として、物価高騰対応重点支援事業、べつかい割補助事業は、物価高騰の影響を受ける町内宿泊業者等を支援するため、宿泊費及び宿泊者への商品券の発行に対し補助するものですが、金額を2,470万円として、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍管理システム改修事業は、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係る改修費用を計上するものとなりますが、金額を980万1,000円として、6款農林水産業費、4項水産業費は2件で、道営水産基盤整備事業は、国の補正予算に伴い、北海道が実施する別海漁港の漁船保管施設用地の舗装工事に係る負担金事業となりますが、金額を1,200万円として、農林漁業振興奨励事業は、野付漁業協同組合が実施する、海水冷却装置整備に係る間接補助事業となりますが、金額を2,000万円として、8款土木費、4項住宅費公営住宅等整備事業は、イーストタウン寿団地4号棟長寿命化改修工事に係る経費となりますが、金額を1億4,902万8,000円として、いずれも年度内に事業が完了しない見込みから繰越明許費を設定するものです。

7ページにお進みください。

次に、第3表、債務負担行為補正で、1件の追加と3件の変更です。

まず、追加ですが、中小企業振興資金利子補給補助金は、中小企業融資条例に基づく、令和5年度借入資金に対する利子補給補助となりますが、期間は令和6年度から令和20

年度まで、限度額は1,472万円です。

続いて変更ですが、1件目、草地畜産基盤整備事業、畜産担い手総合整備型再編整備事業の計根別南地区は、事業費の精査により増額が見込まれることによるもので、期間に変更はありませんが、限度額について5億6,919万6,000円から6億4,751万9,000円に変更するものです。

次に、公の施設に係る指定管理者に対する委託料は2件で、西春別デイサービスセンターは、悪天候による施設の休業や死亡等による利用者減に伴い、収入が減少したこと。

また、別海町高齢者生活ハウスは、電気料金や燃料費の高騰などにより、指定管理委託料に増額が生じ、債務負担行為限度額に不足が見込まれるため、期間に変更はありませんが、西春別デイサービスセンターは限度額を2,503万円から3,401万8,000円に、別海町高齢者生活ハウスは7,684万9,000円から8,069万2,000円に、変更するものです。

8ページをお開きください。

次に、第4表、地方債補正で、28件の変更と2件の廃止です。

初めに、変更についてですが、事業費の確定見込みに伴う借入限度額の減額が主な内容となりますので、1件ごとの説明は省略させていただき、限度額が増額となるもののみ説明させていただきます。

5段目の北栄地区農道整備事業から11段目の平成地区農道整備事業までの7事業については、北海道が事業主体となる農道工事の負担金事業となりますが、事業費配分額の精査・確定見込額の通知により、6段目の上風連北地区農道整備事業は限度額4,050万円から4,330万円に。

また、下から3段目、漁港整備事業は、北海道が事業主体となる野付・別海漁港の整備に係る負担金事業となりますが、国の補正予算により、別海漁港の漁船保管施設用地の舗装工事が採択されたことにより、限度額が1,570万円から2,250万円に。

9ページにお進みください。

下から4段目、公営住宅等整備事業は、イーストタウン寿団地4号棟長寿命化改修工事が補助採択されたことに伴い、限度額が3,110万円から1億3,440万円にそれぞれ、増額変更するものです。

なお、変更する28事業の起債の方法、利率、償還の方法については、変更はありません。

続いて、廃止については2件となり、西公民館改修事業は、設計業務の委託内容の見直しに伴い、また、次の加賀家文書館改修事業については、事業内容を精査した結果、起債の対象とはならないと判断し、廃止するものです。

一番下段、合計になりますが、補正前の限度額14億3,165万5,000円に1,540万円を追加し、補正後の限度額を14億4,705万5,000円とするものです。

続いて、11ページから134ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書になりますが、説明につきましては、全て省略させていただきます。

以上で、議案第11号一般会計補正予算（第11号）の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案第12号令和5年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を求めます。

○福祉部次長（谷村将志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部次長。

○福祉部次長（谷村将志君） 議案第12号の内容説明をいたします。

別冊の令和5年度別海町国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和5年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,550万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億4,400万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

1款国民健康保険税、1項で2,739万円の減。

2款国庫支出金、本款は新設科目となります。1項で14万4,000円の増。

3款道支出金、1項で6,923万1,000円の減。

4款財産収入、1項で1万9,000円の減。

5款繰入金、1項と2項で1,968万8,000円の増。

6款繰越金、1項で106万3,000円の増。

7款諸収入、1項と2項で24万5,000円の増。

歳入合計で7,550万円の減額です。

3ページをお開き下さい。

次に、歳出です。

1款総務費、1項から4項で187万6,000円の減。

2款保険給付費、1項で6,900万円の減。

4款保健事業費、1項と2項で218万7,000円の減。

5款基金積立金、1項で1万8,000円の減。

6款諸支出金、1項で241万9,000円の減。

歳出合計で7,550万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億4,400万円とするものです。

3ページから8ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は省略をさせていただきます。

以上で、議案第12号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第13号令和5年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の説明を求めます。

○老人保健施設すこやか事務長（渡辺久利君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 老人保健施設すこやか事務長。

○老人保健施設すこやか事務長（渡辺久利君） 議案第13号の内容について説明いたします。

別冊の令和5年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算書1ページをお開きください。

令和5年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ660万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,130万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

最初に、歳入です。

1款介護サービス費、1項で3,037万円の減。

2款使用料及び手数料、1項と2項で493万円の減。

4款財産収入、1項で5万9,000円の増。

5款繰入金、1項で2,862万8,000円の増。

6款諸収入、1項で1万3,000円の増。

歳入合計で660万円の減額です。

次に、歳出です。

1款介護サービス事業費、1項で660万円の減。

歳出合計で660万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億2,130万円とするものです。

3ページから11ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第13号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第14号令和5年度別海町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を求めます。

○介護支援課長（高橋勇樹君） 議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（高橋勇樹君） 議案第14号の内容説明をいたします。

別冊の令和5年度別海町介護保険特別会計補正予算書1ページをお開きください。

令和5年度別海町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度別海町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,480万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,690万円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開きください。

第 1 表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

1 款保険料、1 項で 3 6 3 万 9, 0 0 0 円の減。

2 款分担金及び負担金、1 項で 2 3 万 3, 0 0 0 円の増。

3 款国庫支出金、1 項と 2 項で 1, 2 5 7 万 4, 0 0 0 円の減。

4 款支払基金交付金、1 項で 1, 3 0 2 万 2, 0 0 0 円の減。

5 款道支出金、1 項と 2 項で 3 4 1 万 4, 0 0 0 円の減。

6 款財産収入、1 項で 2, 0 0 0 円の増。

7 款繰入金、1 項と 2 項で 7 6 1 万 4, 0 0 0 円の増。

歳入合計で 2, 4 8 0 万円の減額です。

3 ページをお開きください。

次に、歳出です。

1 款総務費、1 項から 3 項で 2 4 5 万 4, 0 0 0 円の減。

2 款保険給付費、1 項で 9 2 1 万円の減。

3 款地域支援事業費、1 項と 3 項で 1, 2 9 3 万 8, 0 0 0 円の減。

4 款基金積立金、1 項で 2, 0 0 0 円の増。

5 款諸支出金、1 項で 2 0 万円の減。

歳出合計で 2, 4 8 0 万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 1 億 8, 6 9 0 万円とするものです。

5 ページから 1 9 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、説明を省略いたします。

以上で、議案第 1 4 号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第 1 5 号令和 5 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の説明を求めます。

○福祉部次長（谷村将志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部次長。

○福祉部次長（谷村将志君） 議案第 1 5 号の内容説明をいたします。

別冊の令和 5 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

令和 5 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）。

令和 5 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9 0 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 8 8 0 万円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

初めに、歳入です。

1款後期高齢者医療保険料、1項で129万6,000円の増。

2款広域連合支出金、1項で2,000円の増。

3款繰入金、1項で295万7,000円の減。

4款繰越金、1項で75万9,000円の増。

歳入合計で90万円の減額です。

次に、歳出です。

1款総務費、1項と2項で6万8,000円の減。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項で8万2,000円の減。

3款諸支出金、1項で75万円の減。

歳出合計で90万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億880万円とするものです。

次の3ページから8ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は省略をさせていただきます。

以上で、議案第15号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第16号令和5年度町立別海病院事業会計補正予算（第2号）の説明を求めます。

○病院事務課長（椋木直人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務課長。

○病院事務課長（椋木直人君） 議案第16号の内容説明をいたします。

別冊の令和5年度町立別海病院事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和5年度町立別海病院事業会計補正予算（第2号）。

第1条、総則。

令和5年度町立別海病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

予算第2条の業務の予定量を次のとおり改める。

2項、年間患者数。

1号、入院、223人減で1万9,466人とする。

3項、1日平均患者数。

1号、入院、1人減で53人とする。

第3条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入の1款病院事業収益、1項と2項合わせて3,453万8,000円を減額し、合計で21億9,612万円とする。

次に、支出の1款病院事業費用、1項と2項合わせて5,067万8,000円を減額し、合計で24億8,790万4,000円とする。

第4条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,123万6,000円は過年度分損益勘定留保資金8,123万6,000円で補てんするものとする。）

収入の1款資本的収入は、1項と2項合わせて1,132万7,000円を減額し、4億4,497万3,000円とするものです。

次に、支出の1款、1項と2項合わせて912万3,000円を減額し、5億2,620万9,000円とするものです。

2ページをお開きください。

第5条、企業債の変更。

予算第5条に掲げる企業債を次のとおり改める。

起債の目的、院内総合情報システム整備事業、補正前の限度額1,020万円を補正後の限度額920万円とするものです。

別海病院設備更新事業、補正前の限度額3億840万円を補正後の限度額2億9,400万円とするものです。

なお、起債の方法及び利率並びに償還の方法は、補正前と変更はありません。

次に、第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第7条に掲げる経費を次のとおり改める。

1号、職員給与費、391万5,000円を減額し、11億8,859万円とする。

第7条、他会計からの補助金。

予算第8条に掲げる金額を次のとおり改める。

1号、医師及び看護師等の研究研修に要する経費、190万円。

2号、病院事業職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費、2,996万3,000円。

3号、病院事業職員の追加費用負担金に要する経費、735万7,000円。

4号、児童手当に要する経費、520万円。

5号、院内保育所に要する経費、1,749万4,000円。

6号、医師の派遣をうけることに要する経費、3,260万円。

第8条、たな卸資産の購入限度額。

予算第9条に掲げるたな卸資産の購入限度額3億4,432万5,000円を3億831万5,000円に改める。

次に、3ページから7ページの補正予算実施計画及び実施計画説明書の説明は省略いたします。

8ページをお開きください。

令和5年度補正予算町立別海病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

右側下段の部分で説明いたします。

資金増減額の見込みで1,391万3,000円の減額となり、資金期末残高で8,985万2,000円となる予定です。

9ページをお開きください。

令和5年度町立別海病院事業予定損益計算書です。

右下、下から3行目を御覧ください。

当年度純損失見込み2億2,413万1,000円となる見込みで、一番下の当年度未処理欠損金が27億7,850万2,000円となる見込みです。

10ページの令和5年度町立別海病院事業予定貸借対照表と11ページの注記表の説明

は省略させていただきます。

以上で、議案第16号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第17号令和5年度別海町水道事業会計補正予算（第3号）の説明を求めます。

○上下水道課長（千葉 宏君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（千葉 宏君） 議案第17号の内容説明をいたします。

別冊の令和5年度別海町水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和5年度別海町水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、総則。

令和5年度別海町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入です。

1款水道事業収益、1項と2項で481万5,000円を減額し、10億9,332万円とするものです。

続いて、収益的支出です。

1款水道事業費用、1項と2項で3,956万円を減額し、8億9,800万9,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億5,755万6,000円は、減債積立金2億841万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,054万8,000円、過年度分損益勘定留保資金1億9,859万8,000円で補てんするものとする。）

資本的収入です。

1款資本的収入、1項と2項で1,109万9,000円を減額し、3億3,180万1,000円とするものです。

資本的支出です。

1款資本的支出、1項で1,551万2,000円を減額し、7億8,935万7,000円とするものです。

2ページをお開きください。

第4条、企業債。

予算第5条で定めた起債の限度額を次のように改める。

変更です。

起債の目的、農業水路等長寿命化事業は、限度額2,230万円から350万円を減額し、1,880万円とするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と変更がありませんので、説明を省略させていただきます。

合計で、補正前限度額3億2,230万円から350万円を減額し、補正後限度額を3億1,880万円とするものです。

第5条、たな卸資産購入限度額。

予算第9条に定めたたな卸資産の購入限度額2,663万5,000円を2,286万

3,000円に改める。

次の3ページから8ページにかけての補正予算実施計画及び実施計画説明書の説明は省略いたします。

9ページをお開きください。

令和5年度別海町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

下から3行目を御覧ください。

資金増減額の見込みです。

371万8,000円の増額となり、最下段の資金期末残高は29億2,490万8,000円となる予定です。

次に、10ページをお開きください。

令和5年度別海町水道事業予定損益計算書です。

下から4行目を御覧ください。

当年度純利益の見込みです。

1億4,476万2,000円となる予定です。

次の11ページの令和5年度別海町水道事業予定貸借対照表と12ページの注記表の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第17号別海町水道事業会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第18号令和5年度別海町下水道等事業会計補正予算（第3号）の説明を求めます。

○上下水道課長（千葉 宏君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（千葉 宏君） 議案第18号の内容説明をいたします。

別冊の令和5年度別海町下水道等事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和5年度別海町下水道等事業会計補正予算（第3号）。

第1条、総則。

令和5年度別海町下水道等事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入です。

1款下水道事業収益、1項と2項で185万8,000円を減額し、5億2,148万7,000円とするものです。

収益的支出です。

1款下水道事業費用、1項と2項で1,845万6,000円を減額し、5億4,438万3,000円とするものです。

2ページをお開きください。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,378万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,232万1,000円及び当年度分損益勘定留保資金146万5,000円で補てんするものとする。）

資本的収入です。

1 款資本的収入、1 項と 2 項及び 4 項で 3 3 8 万円を減額し、3 億 3, 0 6 2 万 8, 0 0 0 円とするものです。

資本的支出です。

1 款資本的支出、1 項で 6 2 9 万 5, 0 0 0 円を減額し、3 億 4, 4 3 4 万 7, 0 0 0 円とするものです。

次のページを御覧ください。

第 4 条、企業債。

予算第 6 条で定めた起債の限度額を次のように改める。

変更です。

起債の目的、特定環境保全公共下水道事業は、限度額 9 3 0 万円から 1 6 0 万円を減額し、7 7 0 万円とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法については変更がありませんので、説明を省略いたします。

合計で、補正前の限度額 9, 4 8 0 万円から 1 6 0 万円を減額し、補正後の限度額を 9, 3 2 0 万円とするものです。

5 ページから 9 ページの補正予算実施計画及び実施計画説明書の説明は省略いたします。

1 0 ページをお開きください。

令和 5 年度別海町下水道等事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

下から 3 行目を御覧ください。

資金増減額の見込みです。

6, 8 0 3 万 8, 0 0 0 円の増額となり、最下段の資金期末残高は 7, 3 9 2 万 3, 0 0 0 円となる予定です。

次に、1 1 ページをお開きください。

令和 5 年度別海町下水道等事業予定損益計算書です。

下から 4 行目を御覧ください。

当年度純損失の見込みです。

3, 7 2 9 万円となる見込みです。

最下段の当年度未処理欠損金も 3, 7 2 9 万円となる見込みです。

次の 1 2 ページ令和 5 年度別海町水道事業予定貸借対照表と 1 3 ページから 1 4 ページの注記表の説明は省略いたします。

以上で、議案第 1 8 号下水道等事業会計補正予算（第 3 号）の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、議案第 1 1 号から議案第 1 8 号までの令和 5 年度別海町各会計補正予算の 8 件についての内容説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の令和 5 年度別海町各会計補正予算の 8 件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 1 号から議案第 1 8 号までの 8 件については、予算決算審査特別

委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま全員で構成する予算決算審査特別委員会に付託されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、本会議での質疑は省略することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長(西原 浩君) ここでお諮りいたします。

この後、予算決算審査特別委員会開催のため、本日散会后、休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、本日散会后、休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣言

○議長(西原 浩君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、本日、午後1時30分から、予算決算審査特別委員会が、その後、広報・広聴常任委員会がそれぞれ開催されます。

明日は、午前10時から本会議を行いますので、御参集願います。

皆様、大変御苦労さまでした。

散会 午前11時43分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員